



七ヶ宿源流米ネットワーク

オリザ大賞受賞！

七ヶ宿源流米ネットワークが第8回オリザ賞で、見事大賞を受賞しました。七ヶ宿源流米ネットワークは、七ヶ宿町の担い手農家の有志6名で平成20年に設立され、現在13名が水田環境の保全活動に尽くし、良質な米を生産しています。

オリザ賞とは

オリザとはラテン語で「稲」を意味し、米作りの可能性を訴えた河北新報社の連載企画「オリザの輪(わ)」に宮城県農協中央会が賛同し創設され、3年に1度地域の農業に貢献している個人・団体を表彰しています。

受賞の評価

冷涼な高地での米作りは簡単ではなく、山間地向けの品種「やまのしずく」の栽培は適地適作の好例で、ブランド化を進めることで稲作の再生産が可能な米価を実現しているほか、若手会員がいることで今後の継続的な活動も期待できるとして高く評価されました。

代表者(梅津賢一さん)から

設立から10年の節目に、このような賞を頂き大変嬉しく、今後の活動の大きな励みになります。県内屈指の水源地でもあるので、「いかに水を汚さずに下流に流すか」を意識し、農業を通じて年齢の垣根を超え、みんなで笑顔の農業に取り組んでいきます。若いメンバーを増やし、継続的な活動を実践しながら、地域のために子ども達の食育教育にも力を入れていきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。



家屋を取り壊したときは届出が必要です！

固定資産税は毎年1月1日時点で固定資産課税台帳に登録されている資産に課税されます。家屋の取り壊しの届出がないと翌年度以降も固定資産税が課税されます。家屋を取り壊したときは、お早めに「家屋滅失届」を提出してください。

また、家屋を登記している場合は、法務局で滅失登記の手続きをお願いします。

詳しくは、町民税務課までお問い合わせください。

※届出用紙は町のホームページまたは町民税務課窓口に備え付けてあります。



■ 新築・増築されたら家屋調査にご協力ください

新築・増築された家屋は、完成した翌年から固定資産税が課税または変更されます。

これらの税額の基礎となる評価額を算出するために、地方税法に基づき調査員(町民税務課職員)が訪問して家屋の調査を30分程度行います。建築確認申請が不要な家屋も家屋調査の対象となりますので、新築・増築された場合は町民税務課まで申し出てください。



●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2193 (担当:村山)

ホームタンクからの油流出に注意！

これからの時期、一般家庭のホームタンクや事業所のタンクから油が流出するケースが発生しています。作業を行う場合は、十分に注意しましょう。



油の回収や処理にかかった費用は原因者の負担になります！

注意ポイント

- ◎灯油を小分けする際は「その場を離れない」「目を離さない」
- ◎ホームタンクや給油管が破損していないか施設の点検を行きましょう。

油の流出を発見した場合は、役場または消防署に連絡してください。

●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2114 (担当:高橋)